

# 令和4（2022）年度埼玉県グローバル人材向けインターンシップ実施要領

## 1 趣旨

「令和4（2022）年度埼玉県グローバル人材向けインターンシップ」事業を実施するに当たり、必要な事項を定める。

## 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) GGS グローバル人材育成センター埼玉をいう。
- (2) インターンシップ 将来、グローバル社会で活躍するために必要な「実践力」を養うために、企業や団体における一定期間の就業体験を行うことをいう。
- (3) インターンシップ生 インターンシップに参加する者をいう。
- (4) 受入企業等 インターンシップ生を受け入れる県内外の企業や団体をいう。

## 3 インターンシップの実施時期

令和4（2022）年7月から令和5（2023）年3月までの間で、実施する。

## 4 インターンシップの内容

2（1）を踏まえ、就業体験の効果があるもの（仕事理解を目的とした事業説明や業務体験・実践など（単純作業のみの内容を除く））として行うよう受入企業等が定める。

## 5 応募対象者

次の各号に掲げる者とする。なお、過去に当事業によるインターンシップへの参加実績がある者の応募を妨げない。

- (1) 「埼玉発世界行き」奨学金により留学した者（内定者含む）で大学在学中の学生
- (2) GGS運営協議会の大学会員（以下「大学会員」という。）に在籍し、又はこれを卒業した者のうち、次のアからエまでに該当する者
  - ア 大学会員に在籍する外国人留学生
  - イ 大学会員に在籍し、基準以上の外国語力を有する日本人学生
  - ウ 大学会員を卒業し、卒業後1年以内の外国人既卒者
  - エ 大学会員を卒業し、基準以上の外国語力を有する卒業後3年以内の日本人既卒者
- (3) 前各号に該当する者の中からインターンシップ生を選考した上で、受入企業等が設定した受入枠に満たない場合は、基準以上の語学力を有する日本人学生及び外国人留学生

## 6 申込み

インターンシップの申込みをしようとする者は、申込書（様式3-1、様式3-2）に必要事項を記入し、所定の期日までにGGSに提出するものとする。ただし、5（2）のア及びイに該当する者は、在籍大学を通じて提出するものとする。また、5（2）のウ及びエ、並びに5（3）に該当する者は、GGSが求める各種証明書の提出を前提とする。

## 7 選考

インターンシップ生の選考は、原則としてGGSが書類選考及び面接によって実施する。その結果については、当該インターンシップ生及び在籍大学、並びに受入企業等に通知する。

## 8 インターンシップ生の責務

- (1) インターンシップ生としての自覚を持ち、受入企業等の諸規則、規範を順守し、インターンシップに専念すること。
- (2) 誓約書（様式4）に記載している事項を遵守すること。

(3) GGSマッチング&フォローアップシステムに登録するとともに、次の書類を別に定める日までにGGSに提出すること。ただし、5(2)のア及びイに該当する学生は在籍大学を通じてGGSに提出すること。

- ・誓約書(様式4)
- ・実習報告書(様式5)
- ・その他受入企業が求めるもの

(4) 前号の書類がGGSを通じて受入企業等に提出されることを了承すること。

(5) 在籍大学又は個人にて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

## 9 受入企業等の責務

(1) インターンシップ生の指導に当たる担当者を配置し、責任を持ってインターンシップの場を提供できる体制を整えること。

(2) この要領に基づくインターンシップの実施に当たり、GGSに協力申込書(様式1)及び募集情報(様式2)を提出すること。

(3) 原則として、インターンシップ生在籍大学との覚書(様式6)を締結すること。ただし、当該大学との調整により他の形式とすることを妨げない。

(4) 当事業で知り得たインターンシップ生及び在籍大学の情報を安全に管理するとともに、当事業にのみ利用すること。

## 10 インターンシップ生在籍大学の責務

(1) 原則として、受入企業等との覚書(様式6)を締結すること。ただし、受入企業等との調整により他の形式とすることを妨げない。

(2) インターンシップ生から提出された書類をグローバル人材育成センター埼玉に提出するとともに、保険の加入等インターンシップに参加する準備等についてインターンシップ生に助言を行うこと。

## 11 GGSの責務

(1) この要領に基づくインターンシップを企画し、受入企業等及びインターンシップ生在籍大学との連携・調整を行い、全体の進行管理を行うこと。

(2) 当事業で知り得たインターンシップ生、在籍大学並びに受入企業等の情報を安全に管理するとともに、GGS主催事業にのみ利用すること。

### 附 則

この要領の適用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。